

# 最高裁判所判事 亀山継夫

昭和九年二月二六日生

## 略歴

昭和三年一月 司法試験第二次試験合格  
三年三月 東京大学法学部卒業  
同年四月 司法修習生  
三年四月 横浜地方裁判所判事補  
五年八月 法務大臣官房司法制調査部付検事  
後、法務省刑事部、東京地方検察庁、法務大臣官房、東京高等検察庁に勤務  
五九年一月 最高検察庁検事  
六一年九月 札幌地方検察庁検事正  
六三年四月 前橋地方検察庁検事正  
平成一元九月 最高検察庁総務部長  
三年二月 法務総合研究所長  
六年一月 広島高等検察庁検事長  
八年六月 名古屋高等検察庁検事長  
九年二月 定年退官  
同年三月 弁護士名簿登録(第一東京弁護士会)  
同年四月 東海大学法学部教授  
一〇年二月 最高裁判所判事

# 最高裁判所判事 大出峻郎

昭和七年九月一日生

## 略歴

昭和三年三月 東京大学法学部卒業  
同年四月 京都府事務吏員  
三七年一月 自治事務官  
三八年七月 青森市総務部長  
四〇年八月 農林事務官  
四二年八月 自治事務官  
四五年二月 福岡県総務部財政課長  
四八年一月 内閣法制局参事官  
五五年七月 内閣法制局総務主幹  
五八年七月 内閣法制局第三部長、第四部長、第一部長  
平成一元八月 内閣法制局次長  
四年二月 内閣法制局長官  
八年一月 退官  
九年九月 最高裁判所判事  
一〇年九月二日 大法廷判決

# 最高裁判所判事 町田 顕

昭和十一年一月一〇日生

## 略歴

昭和三年一月 司法試験第二次試験合格  
三四年三月 東京大学法学部第一類卒業  
同年四月 司法修習生  
三六年四月 判事補任官 以後、東京地方裁判所、札幌地方・家庭裁判所室蘭支部、最高裁判所事務総局民事部、札幌高等裁判所、最高裁判所事務総局総務部局長に勤務  
五二年一月 内閣法制局参事官  
五八年六月 東京地方裁判所判事(同年七月部総括)  
五九年九月 最高裁判所事務総局秘書課長兼広報課長  
六一年九月 同事務総局総務部長  
平成一元三月 甲府地方・家庭裁判所判事  
五年三月 千葉地方裁判所判事  
六年四月 東京高等裁判所判事(部総括)  
一〇年九月 福岡高等裁判所判事  
一一年四月 東京高等裁判所判事  
一二年三月 最高裁判所判事

# 最高裁判所判事 金谷利廣

昭和十一年五月一七日生

## 略歴

大坂市西成区で家内工業的な空母商を営んでいた家庭に育った。  
同市内の公立の小・中・高等学校及び京都大学法学部を卒業  
昭和三三年四月 司法修習生  
三五年四月 判事補任官 以後、東京地裁、最高裁判所、札幌地裁、家裁小樽支部、小樽簡裁、東京地裁に順次勤務  
四五年四月 判事任官 以後、東京地裁、最高裁判所、同判事局(課長)、東京地裁、司法研修所(教官)、東京地裁(部総括判事)、最高裁判所調査官(刑事上席調査官)に順次勤務  
六三年四月 最高裁判所判事  
平成一元六月 奈良地・家裁所長  
五年一月 最高裁判所判事  
八年一月 東京高等裁判所判事  
九年一月 最高裁判所判事

# 最高裁判所判事 奥田昌道

昭和七年九月二八日生

## 略歴

昭和二年一月 司法試験第二次試験合格  
三〇年三月 京都大学法学部卒業  
同年四月 京都大学法学部助手  
三三年四月 同法学部助教  
四五年四月 同法学部助教  
五五年三月 法学博士(京都大学)  
五八年四月 京都大学法学部長(六〇年三月まで)  
平成一元四月 京都大学大学院法学研究科教授  
八年三月 京都大学を定年により退職  
同年四月 京都大学名誉教授  
一一年四月 鈴鹿国際大学国際関係学部教授  
最高裁判所判事  
一〇年四月 最高裁判所判事

## 最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成一一年三月二四日 大法廷判決  
検察官等が被疑者と弁護人との接見についてその日時、場所等を指定することができるとする刑法三九三条三項本文の規定は、憲法三四条前段等に違反しない(全員一致)。  
二 平成一一年一月一〇日 大法廷判決  
平成八年施行の衆議院議員総選挙における小選挙区の区割りを定める公職選挙法の規定は、憲法に違反するものではなく、また、右選挙に適用された同法の重複立候補制、比例代表制、選挙運動に関する規定等は、憲法に違反するものとはいえない(多数意見)。  
三 平成一一年一月二四日 大法廷判決  
抵当権者は、抵当不動産の不法占有者に対し、所有者に代わって目的不動産の明渡しを請求することができる(全員一致)。  
四 平成一一年一月二九日 第二小法廷判決  
銀行の貸金庫を利用する者の債権者は、貸金庫の内容物について強制執行をすることができ(全員一致)。  
五 平成一二年三月二四日 第二小法廷判決  
長時間の残業を恒常的に行っていた労働者がうつ病にかかり、自殺した場合において、労働状況や健康状態を認識しながら、負担軽減等の適切な措置を採らなかった使用者は、民法七五五条に基づき、損害賠償責任を負う(全員一致)。

## 最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成一〇年九月二日 大法廷判決  
平成六年法律第四七号による参議院議員定数配分規定の改正の結果なお残ることとなった選挙区間の議員一人当たりの人口の較差が示す投票価値の不平等は、到底看過することができないと認められる程度に達しているとはいえない。本件定数配分規定は、平成七年七月二三日施行の参議院議員選挙法において、憲法に違反するに至っていないものとする(多数意見)。  
二 平成一一年一月二日 第一小法廷判決  
水道事業者である町が、急激な水道水の需要の増加を抑制するためのやむを得ない措置として、マンション分譲業者との給水契約の締結を拒むことは、水道法一五五一条一項にいう「正当な理由」があるものといふべきである(全員一致)。  
三 平成一一年三月二四日 大法廷判決  
身体拘束を受けている被疑者と弁護人又は弁護人を委任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者との接見等を検察官等が制限することを認める刑事訴訟法三九三条三項本文の規定は、憲法三四条前段、三七条三項、三八条一項に違反しない(全員一致)。  
四 平成一一年一月二四日 大法廷判決  
第三者が抵当不動産を不法占有することにより抵当不動産の交換価値の実現が妨げられ抵当権者の優先弁済請求権の行使が困難となるような状態があるときは、抵当権者は、抵当不動産の所有者の不法占有者に対する妨害排除請求権を代行行使して、抵当不動産の明渡しを求めることができる(全員一致)。

## 最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判所判事に就任してまだ日が浅いので、特に記すべきものはない。  
最高裁判所は、裁判所に提起された事件について最終的な判断を下すところであり、最高裁判所判事の職責は極めて重いことを常に自覚し、任官以来、先輩 同僚をはじめ、事件関係者等から与えていただいた知識と経験を生かして、事件に取り組んでいきたい。近時、透明なルールによる判断を求め、国民の司法に対する要望、要請が大きくなってきているが、これに対し正面から全力を挙げてこたえていきたい。

## 最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成一〇年九月二日 大法廷判決  
平成七年七月施行の衆議院議員選挙法当時の公職選挙法の選挙区選出議員定数配分規定(平成六年の改正によるもの)は、憲法一四四条一項に違反しているとはいえない(多数意見)。  
二 平成一一年一月一〇日 大法廷判決  
(一)平成八年一〇月施行の衆議院議員選挙法当時の公職選挙法の小選挙区選出議員の選挙区割りを定める規定(二)公職選挙法が衆議院議員選挙につき採用している重複立候補制(三)比例代表制、(四)小選挙区制、(五)小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党に選挙運動を認める公職選挙法の規定につき、いずれも合憲性を肯定した(六)は多数意見、(七)(八)は全員一致。  
三 平成一一年一月二四日 大法廷判決  
第三者が抵当不動産を不法占有することにより、競売手続の進行が著しく遅延するおそれがある場合、競売手続の進行が著しく遅延するおそれがあるなど抵当権者の優先弁済請求権の行使が困難となる状態があるときは、抵当権者は、所有者の不法占有者に対する妨害排除請求権を代行行使し、不法占有者に対し直接自分に建物明け渡しを請求することができる(平成一二年四月二日 第三小法廷判決)。  
四 平成一二年四月二日 第三小法廷判決  
特許庁の特許無効審決が確定する以前であっても、特許権侵害訴訟を審理する裁判所は、特許に無効理由の存在することが明らかであると認められるときは、その特許権に基づく差止め、損害賠償等の請求は、特段の事情のない限り、権利の濫用に当たり許されないと判断してよいとした(半導体集積回路の特許に関する訴訟。大審院判例を変更。全員一致)。

## 最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成一一年一月一〇日 大法廷判決  
平成八年一〇月二日施行の衆議院議員総選挙について、公職選挙法の定める小選挙区制、比例代表制、重複立候補制、小選挙区の区割り規定(定数配分規定)等の合憲性が争われた。  
1 小選挙区制は、選挙を通じて国民の総意を議席に反映させる一つの合理的な方法といえることができ、憲法の国民代表の原理等に違反するものとはいえない(全員一致)。  
2 各都道府県にまず定数一を配分した上で、残る定数のみを人口比例で配分する内容の区割り規定は、選挙当時、憲法の規定に違反していたとはいえない(多数意見)。  
3 比例代表制自体は合憲であり、また、小選挙区選挙と比例代表制の重複立候補を認める制度の採用は、国会の裁量範囲内であって、憲法の要請に反するものとはいえない(全員一致)。  
4 小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党に政見放送その他の選挙運動を認める規定は、候補者届出政党に所属する候補者とこれに所属しない候補者との間に選挙運動の上で差異を生ずるが、なお憲法の規定に違反するものとはいえない(多数意見)。  
二 平成一一年一月二四日 大法廷判決  
抵当権者は、抵当不動産(建物)の不法占有者に対して、抵当権の効力として、所有者の不法占有者に対する妨害排除請求権を代行行使することができる。その場合、抵当権者は、不法占有者に対し、直接自己に建物明け渡しを請求することができる(全員一致)。  
三 平成一二年二月二九日 第三小法廷判決  
「エホバの証人」の信者である患者に対して輸血の方針に説明をしないで手術を施行して輸血をした医師及び医療機関は、患者に対し不法行為責任を負う(全員一致)。

## 信条

決着のつかない問題に最終的な判断を下すという最高裁判所判事の職責の重さを常に念頭に置きつつ、一つ一つの事件について、確かな判断に到達することに全力を尽くし、過ちのないことを祈りたい。

## 信条

最高裁判所判事官の職責の重大性をよく自覚して、常に公正妥当な裁判を実現するために力を尽くしたいと考えている。

## 信条

幅広い多様な法律問題を扱う最高裁判所の仕事は、私にとって荷が重いが、やりがいと思える喜びも感じている。自分の頭でしっかり考え、公正妥当な裁判を遅滞なくできるよう精一杯努力を続けたい。

## 信条

幅広い多様な法律問題を扱う最高裁判所の仕事は、私にとって荷が重いが、やりがいと思える喜びも感じている。自分の頭でしっかり考え、公正妥当な裁判を遅滞なくできるよう精一杯努力を続けたい。

## 信条

職責の重大さを常に自覚し、誠心誠意、公正中立な立場で適正妥当な裁判を行うように努め、負託された使命を果たすことができるように全力を尽くしたい。

## 主な著書

「請求権概念の生成と展開」(昭和五四年、創文社)  
「債権総論(増補版)」(平成四年、悠々社)

山口 繁

昭和七年一月四日生

略歴 昭和九年一月 司法試験第二次試験合格

昭和九年一月 司法試験第二次試験合格
三〇年 三月 京都大学法学部卒業
同年 四月 司法修習生
三二年 四月 判事補任命 岡山、大分の各地方・家庭裁判所 裁判所書記官研修所 札幌高等裁判所 裁判所書記官研修所 札幌高等裁判所 裁判所書記官研修所

元原利文

昭和六年四月二日生

略歴 昭和七年一月 司法試験第二次試験合格

昭和七年一月 司法試験第二次試験合格
二八年 三月 京都大学法学部卒業
三〇年 四月 弁護士名簿登録(神戸弁護士会所属)
三八年 二月 兵庫県地方労働委員会公益委員
四九年 四月 神戸弁護士会会長
日本弁護士連合会常務理事
六二年 九月 兵庫県地方労働委員会会長
同年 一月 国際法曹協会理事
神戸市人事委員会委員
平成 元年 四月 日本弁護士連合会副会長
四年 一月 司法試験第二次試験審査委員
六年 四月 兵庫県労働協会会長
九年 九月 最高裁判所判事

梶谷 玄

昭和一〇年一月五日生

略歴 昭和二年 三月 東京大学法学部私法コース卒業

昭和二年 三月 東京大学法学部私法コース卒業
同年 四月 司法修習生
三四年 四月 弁護士名簿登録(第一東京弁護士会所属)
五三年 四月 第一東京弁護士会副会長
日本弁護士連合会常務理事
五八年 九月 日米法学会理事
平成 四年 一月 船員中央労働委員会会長代理
同年 五月 国際法曹協会理事
五年 四月 第一東京弁護士会会長
日本弁護士連合会副会長
八年 四月 日本法律家協会理事
一年 四月 最高裁判所判事

北川弘治

昭和九年一月二日生

略歴 昭和二年 三月 司法試験第二次試験合格

昭和二年 三月 司法試験第二次試験合格
三二年 三月 名古屋大学法学部法律学科卒業
三四年 四月 東京地方・家庭裁判所判事補 以後、銅路地方・家庭裁判所、裁判所書記官研修所、宮崎地方・家庭裁判所都支部に勤務
四五年 四月 最高裁判所調査官
四七年 四月 同事務総局行政局第二課長
四八年 四月 同事務総局行政局第一課長兼第二課長
五二年 五月 同事務総局人事局給与課長
五六年 五月 東京地方裁判所判事(部総括)
五八年 四月 最高裁判所上席調査官
六三年 四月 東京高等裁判所判事
同年 九月 千葉家庭裁判所判事
平成 二年 五月 最高裁判所首席調査官
六年 二月 東京家庭裁判所判事
九年 三月 福岡高等裁判所判事
一〇年 九月 最高裁判所判事

最高裁判所判事

昭和七年一月四日生

略歴 昭和九年一月 司法試験第二次試験合格

昭和九年一月 司法試験第二次試験合格
三〇年 三月 京都大学法学部卒業
同年 四月 司法修習生
三二年 四月 判事補任命 岡山、大分の各地方・家庭裁判所 裁判所書記官研修所 札幌高等裁判所 裁判所書記官研修所 札幌高等裁判所 裁判所書記官研修所

最高裁判所判事

昭和一〇年一月五日生

略歴 昭和二年 三月 東京大学法学部私法コース卒業

昭和二年 三月 東京大学法学部私法コース卒業
同年 四月 司法修習生
三四年 四月 弁護士名簿登録(第一東京弁護士会所属)
五三年 四月 第一東京弁護士会副会長
日本弁護士連合会常務理事
五八年 九月 日米法学会理事
平成 四年 一月 船員中央労働委員会会長代理
同年 五月 国際法曹協会理事
五年 四月 第一東京弁護士会会長
日本弁護士連合会副会長
八年 四月 日本法律家協会理事
一年 四月 最高裁判所判事

最高裁判所判事

昭和九年一月二日生

略歴 昭和二年 三月 司法試験第二次試験合格

昭和二年 三月 司法試験第二次試験合格
三二年 三月 名古屋大学法学部法律学科卒業
三四年 四月 東京地方・家庭裁判所判事補 以後、銅路地方・家庭裁判所、裁判所書記官研修所、宮崎地方・家庭裁判所都支部に勤務
四五年 四月 最高裁判所調査官
四七年 四月 同事務総局行政局第二課長
四八年 四月 同事務総局行政局第一課長兼第二課長
五二年 五月 同事務総局人事局給与課長
五六年 五月 東京地方裁判所判事(部総括)
五八年 四月 最高裁判所上席調査官
六三年 四月 東京高等裁判所判事
同年 九月 千葉家庭裁判所判事
平成 二年 五月 最高裁判所首席調査官
六年 二月 東京家庭裁判所判事
九年 三月 福岡高等裁判所判事
一〇年 九月 最高裁判所判事

最高裁判所判事

昭和七年一月四日生

略歴 昭和九年一月 司法試験第二次試験合格

昭和九年一月 司法試験第二次試験合格
三〇年 三月 京都大学法学部卒業
同年 四月 司法修習生
三二年 四月 判事補任命 岡山、大分の各地方・家庭裁判所 裁判所書記官研修所 札幌高等裁判所 裁判所書記官研修所 札幌高等裁判所 裁判所書記官研修所

最高裁判所判事

昭和六年四月二日生

略歴 昭和七年一月 司法試験第二次試験合格

昭和七年一月 司法試験第二次試験合格
二八年 三月 京都大学法学部卒業
三〇年 四月 弁護士名簿登録(神戸弁護士会所属)
三八年 二月 兵庫県地方労働委員会公益委員
四九年 四月 神戸弁護士会会長
日本弁護士連合会常務理事
六二年 九月 兵庫県地方労働委員会会長
同年 一月 国際法曹協会理事
神戸市人事委員会委員
平成 元年 四月 日本弁護士連合会副会長
四年 一月 司法試験第二次試験審査委員
六年 四月 兵庫県労働協会会長
九年 九月 最高裁判所判事

最高裁判所判事

昭和一〇年一月五日生

略歴 昭和二年 三月 東京大学法学部私法コース卒業

昭和二年 三月 東京大学法学部私法コース卒業
同年 四月 司法修習生
三四年 四月 弁護士名簿登録(第一東京弁護士会所属)
五三年 四月 第一東京弁護士会副会長
日本弁護士連合会常務理事
五八年 九月 日米法学会理事
平成 四年 一月 船員中央労働委員会会長代理
同年 五月 国際法曹協会理事
五年 四月 第一東京弁護士会会長
日本弁護士連合会副会長
八年 四月 日本法律家協会理事
一年 四月 最高裁判所判事

最高裁判所判事

昭和九年一月二日生

略歴 昭和二年 三月 司法試験第二次試験合格

昭和二年 三月 司法試験第二次試験合格
三二年 三月 名古屋大学法学部法律学科卒業
三四年 四月 東京地方・家庭裁判所判事補 以後、銅路地方・家庭裁判所、裁判所書記官研修所、宮崎地方・家庭裁判所都支部に勤務
四五年 四月 最高裁判所調査官
四七年 四月 同事務総局行政局第二課長
四八年 四月 同事務総局行政局第一課長兼第二課長
五二年 五月 同事務総局人事局給与課長
五六年 五月 東京地方裁判所判事(部総括)
五八年 四月 最高裁判所上席調査官
六三年 四月 東京高等裁判所判事
同年 九月 千葉家庭裁判所判事
平成 二年 五月 最高裁判所首席調査官
六年 二月 東京家庭裁判所判事
九年 三月 福岡高等裁判所判事
一〇年 九月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成一〇年九月二日 大法廷判決
平成七年七月二三日施行の参議院議員選挙について、選挙区選出議員の定数配分規定の改正の結果、なお残った議員一人当たりの人口の最大対四・八一が示す投票価値の不等等は、到底看過することができないと認められる程度に達しているといえず、選挙当時較差は更に縮小しているから、右定数配分規定は違憲とはいえない(多数意見)。

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成一〇年九月二日 大法廷判決
平成七年七月二三日施行の参議院議員選挙について、選挙区選出議員の定数配分規定の改正の結果、なお残った議員一人当たりの人口の最大対四・八一が示す投票価値の不等等は、到底看過することができないと認められる程度に達しているといえず、選挙当時較差は更に縮小しているから、右定数配分規定は違憲とはいえない(多数意見)。

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成一〇年九月二日 大法廷判決
平成七年七月二三日施行の参議院議員選挙について、選挙区選出議員の定数配分規定の改正の結果、なお残った議員一人当たりの人口の最大対四・八一が示す投票価値の不等等は、到底看過することができないと認められる程度に達しているといえず、選挙当時較差は更に縮小しているから、右定数配分規定は違憲とはいえない(多数意見)。

信条

適正妥当な裁判の実現に徹力を尽くし、裁判所の使命を達成できるよう努めてまいりたい。

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成一〇年九月二日 大法廷判決
平成七年七月二三日施行の参議院議員選挙の際の議員一人当たりの選挙区間の人口較差が最大一対四・八一であったことは、投票価値の平等を著しく損ない、これを正当とする理由がないから、当時の定数配分規定は違憲であるとした(反対意見)。

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成一〇年九月二日 大法廷判決
平成七年七月二三日施行の参議院議員選挙の際の議員一人当たりの選挙区間の人口較差が最大一対四・八一であったことは、投票価値の平等を著しく損ない、これを正当とする理由がないから、当時の定数配分規定は違憲であるとした(反対意見)。

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成一〇年九月二日 大法廷判決
平成七年七月二三日施行の参議院議員選挙の際の議員一人当たりの選挙区間の人口較差が最大一対四・八一であったことは、投票価値の平等を著しく損ない、これを正当とする理由がないから、当時の定数配分規定は違憲であるとした(反対意見)。

信条

最高裁判所に課せられた使命を常に念頭に置きながら、弁護士としての長年の経験を生かして責任を全うしたい。

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成一〇年九月二日 大法廷判決
平成八年一〇月二〇日施行の衆議院議員総選挙について、次のとおり反対意見を述べた(共同反対意見)。

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成一〇年九月二日 大法廷判決
平成八年一〇月二〇日施行の衆議院議員総選挙について、次のとおり反対意見を述べた(共同反対意見)。

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成一〇年九月二日 大法廷判決
平成八年一〇月二〇日施行の衆議院議員総選挙について、次のとおり反対意見を述べた(共同反対意見)。

信条

憲法によって最高裁判所裁判官に負託された責務の重大性を常に念頭に置き、多年にわたる弁護士としての経験を生かし、誠実に事件に取り組み、公正、妥当な判断をするよう努力したい。

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成一〇年九月二日 大法廷判決
勾留中の被疑者の弁護人との接見などについて、捜査のため必要があるときは、捜査機関がその日時、場所、時間を指定することができる旨を定めた刑事訴訟法の規定は、憲法に違反しない(全員一致)。

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成一〇年九月二日 大法廷判決
勾留中の被疑者の弁護人との接見などについて、捜査のため必要があるときは、捜査機関がその日時、場所、時間を指定することができる旨を定めた刑事訴訟法の規定は、憲法に違反しない(全員一致)。

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成一〇年九月二日 大法廷判決
勾留中の被疑者の弁護人との接見などについて、捜査のため必要があるときは、捜査機関がその日時、場所、時間を指定することができる旨を定めた刑事訴訟法の規定は、憲法に違反しない(全員一致)。

信条

裁判官としては、どの審級においても、適正迅速な裁判に全力を傾注する職責があることはいまも変わらないが、最終審である最高裁判所の事件については、判決の持つ影響力を考慮し、より良い解決を求める努力を重ねたい。